

志賀原子力発電所1号機 定期事業者検査の実施体制に関する評価結果について

平成24年2月21日
北陸電力株式会社

本日(2月21日)、原子力安全・保安院より、志賀原子力発電所1号機の定期事業者検査の実施体制に関する評価¹について通知を受領しましたので、お知らせします。

これは、独立行政法人原子力安全基盤機構によって行われた「志賀原子力発電所1号機の第12保全サイクルにおける定期安全管理審査(平成22年6月～平成23年10月)」に基づく原子力安全・保安院の評価の結果が当社に通知されたものです。

同院による評価の結果、「品質マネジメントシステムは機能しているものの、定期事業者検査の実施体制については、検査の方法の一部について改善すべき事項²があり、その改善状況の確認が必要であると認められる。」と評価されました。

今回審査での改善すべき事項については既に対策を実施しており、今後、原子力安全基盤機構による定期安全管理審査を通じて、前回までの審査での指摘事項を含め改善状況及びその有効性の確認を受けることとなっています。

本件は、石川県・志賀町と締結している安全協定や連絡基準に係る覚書には該当しませんが、国の通知を受けてお知らせするものです。

以上

別紙：評価結果の内容について

1 評価制度

電気事業法に基づき、電力会社が行う定期事業者検査の実施体制について、現場立会いや記録確認により独立行政法人原子力安全基盤機構が審査を行い、その結果に基づき原子力安全・保安院が評価(2段階)を行うもの。

2 改善すべき事項

- ・主要弁の分解検査記録において、検査を実施し合否判定を行った検査員氏名の記載不足が確認された事項。
- ・前回までの審査で指摘された保全内容決定表他の記載誤り等。

評価結果の内容について

1. 評価結果

「当該審査を受けた組織の品質マネジメントシステムは機能しているものの、定期事業者検査の実施体制については、検査の方法の一部について改善すべき事項があり、その改善状況の確認が必要であると認められる。」と評価されました。

2. 理 由

今回の定期安全管理審査では、定期事業者検査に係る基本的な体制に対する審査（文書審査）並びに検査の実施に係る具体的な体制に対する審査（実地審査）として「検査の計画及び実施プロセス」「非破壊検査プロセス」「保全の有効性評価プロセス」「不適合管理及び是正処置プロセス」の4つのプロセスが選択され、独立行政法人原子力安全基盤機構により審査が実施されました。

審査の結果、継続的に品質マネジメントシステムに係る規程類の整備と定期事業者検査に係る体制の改善を進め、より良い品質マネジメントシステムの構築と運用に向け努力してきたことが確認されました。

ただし、「非破壊検査プロセス」については、主要弁の分解検査記録において、検査を実施し合否判定を行った検査員氏名の記載不足が確認され、改善すべき事項として是正措置を実施しました。

また、「検査の計画及び実施プロセス」「保全の有効性評価プロセス」については、前回までの審査で指摘された保全内容決定表他の記載誤り等に対する再発防止対策の実施状況と有効性について、引き続き確認を受けることとなりました。

この審査結果について、原子力安全・保安院が精査した結果、上述の改善すべき事項のほか、同機構が今後確認するとしている前回までの審査での指摘事項に対する再発防止対策の実施状況と有効性等について、今後確認していく必要があると判断されました。

以 上